

農業被害防止対策サポーター事業実施要領

令和3（2021）年7月1日 経技第421号

第1 目的

この事業は、鳥獣被害防止対策に関する農業者や生産者団体等（以下、「農業者等」という。）からの相談に対応する農業振興事務所の普及指導員及び市町の担当者（以下、「普及指導員等」という。）に鳥獣管理士を派遣し、普及指導員等の対応を支援することで適切な鳥獣被害防止対策を早期に実施するとともに、鳥獣被害防止対策に関する普及指導員等の知識・技術の向上を図ることを目的とする。

第2 派遣された鳥獣管理士の業務内容

派遣された鳥獣管理士は、依頼内容に応じて以下の業務を行うものとする。

- (1) 加害鳥獣種の調査
ほ場調査、センサーカメラ調査等から加害鳥獣種を診断する。
- (2) 現場点検
ほ場又は集落の点検を実施する。
- (3) 対策の検討
(1) 及び (2) の活動を通して、対策を検討し、普及指導員等に提示する。
- (4) 防護・環境整備指導
侵入防止柵の設置、環境整備、追い払い活動等について指導する。
- (5) 捕獲指導
捕獲わなの設置について指導する。
- (6) 座学研修の講師対応
鳥獣種の生態及び対策方法について研修会の講師を務める。
- (7) 実践研修の講師対応
(2)、(4) 及び (5) の内容について、実践による指導を行う。
- (8) その他必要な事項
上記以外に鳥獣被害防止対策を実施するために必要な助言を行う。

第3 鳥獣管理士の派遣方法

- (1) 鳥獣管理士の派遣を希望する農業振興事務所は、派遣依頼書（様式第1号）を一般社団法人鳥獣管理技術協会（以下、「協会」という。）に提出する。
なお、市町の担当者が鳥獣管理士の派遣を希望する場合は、管轄の農業振興事務所が派遣依頼書を作成し、協会に提出するものとする。
- (2) 協会は、(1) の依頼を受けた日から14日以内（祝祭日及び休日を除く。）に、依頼内容に即した鳥獣管理士を選定し、派遣依頼書を提出した農業振興事務所に連絡する。

なお、市町の担当者からの鳥獣管理士の派遣希望の場合は、協会から推薦を受けた鳥獣管理士について、農業振興事務所から市町の担当者に連絡する。

- (3) 普及指導員等は、協会から推薦を受けた鳥獣管理士と連絡・調整を行い、当該鳥獣管理士とともに農業者等からの相談に対応する。

第4 実績報告

- (1) 鳥獣管理士は、派遣依頼による活動を実施した日から14日以内（祝祭日及び休日を除く。）に、派遣を依頼した農業振興事務所を経由し、活動実績報告書（様式第2号）を協会に提出する。
- (2) 協会は、四半期毎の実績を取りまとめ、各四半期末の翌月の20日（祝祭日及び休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までに活動実績報告書及びそれらの電子データを栃木県農政部経営技術課長に提出する。

なお、第4四半期の実績は、当該年度の3月20日（祝祭日及び休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。）までに提出するものとする

第5 その他

この要領に定めのない事項は、経営技術課で定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3（2021）年7月1日から施行する。